

6. 訴求対象

① 調査実施の認知

- 全国人民が対象であるが、特に以下について重点を置く。
- ・調査にそもそも関心がない人
- ・調査の意義を理解しているがプライバシー意識が高く、回答したくない人
- ・調査の意義を理解し、回答意思もあるが面倒と感じる人

② インターネット回答の促進

若年層、中高年層

③ マンション等集合住宅居住者への回答促進

マンション等集合住宅居住者

7. 実施期間及び訴求内容(スケジュールについては、別紙2参照)

(1) 国勢調査実施の告知期間（平成27年7月1日から8月31日まで）

- ① 調査の実施（調査を10月1日に実施すること、日本に住むすべての人が対象であること。）
- ② 調査の必要性（意義・役割）、調査の内容（調査項目）、結果利用
- ③ 調査の方法（総務省統計局（以下「統計局」という。）が都道府県、市区町村、国勢調査員を通じて行うこと、また、今回初めてオンライン調査を全国で実施すること等。）
- ④ 実施根拠（統計法に国勢調査の定期的な実施が定められ、これに基づき統計局が実施すること。）
- ⑤ 個人情報の保護（安心して回答できるための仕組み）
- ⑥ 報告義務（調査票への記入及び提出の義務があること。）
- ⑦ 報告の必要性（精度の高いデータが得られなければ、国民生活に支障を来すこと。）
- ⑧ 守秘義務、統計作成の目的以外に利用しないこと
- ⑨ かたり調査への注意喚起
- ⑩ インターネット回答用IDの配布（9月10日から12日まで国勢調査員が世帯に調査票配布前にインターネット回答用IDを配布すること。）
- ⑪ インターネット回答の推進（紙の調査票へ記入するよりも容易であり、世帯における負担の軽減になること。また、入力漏れ等が自動チェックされるため、より正確な結果集計につながること。）
- ⑫ 調査票の配布（インターネット回答を行っていない世帯に対し、調査票を9月下旬から国勢調査員が配布すること。）

(2) 調査関係書類配布の告知期間（平成27年9月1日から30日まで）

- ① (1)の①から⑨まで
- ② インターネット回答のなかった世帯に対し、国勢調査員が世帯を訪問し、調査票等の配布を行うこと。（一部地域を除く）
- ③ 平成27年9月26日から30日までに調査票等の配布が行われること。
- ④ 調査票の提出方法（調査員に直接渡す方法及び郵送する方法（一部地域を除く））
- ⑤ コールセンターの案内、平成27年国勢調査キャンペーンサイトの案内

(3) インターネット回答実施の告知期間（平成27年9月1日から16日まで）

- ① (1)の①から⑨まで
- ② 平成27年9月10日から12日までにインターネット回答用IDの配布が行われること（国勢

調査員が各世帯を訪問し、インターネット回答用 ID を配布していること)。

- ③ 回答期間（平成 27 年 9 月 10 日 0:00 から 20 日 24:00 まで回答できること。）
- ④ インターネット回答方法（PC、タブレット、スマートフォンで回答できること）
- ⑤ 今回の国勢調査では、インターネット回答を推進していること。
- ⑥ インターネットセキュリティ（回答内容は厳重なセキュリティによって管理されること。）
- ⑦ インターネット回答した世帯は、平成 27 年 10 月 20 日 24:00 までは内容の修正が可能なこと。

⑧ コールセンターの案内、平成 27 年国勢調査キャンペーンサイトの案内

(4) インターネット未回答者の回答促進期間（平成 27 年 9 月 17 日から 20 日まで）

- ① (1)の①から⑨まで
- ② 平成 27 年 9 月 10 日から 12 日までにインターネット回答用 ID の配布が行われたこと（国勢調査員が各世帯を訪問し、インターネット回答用 ID を配布した）。
- ③ インターネット回答方法（PC、タブレット、スマートフォンで回答できること。）
- ④ 今回の国勢調査では、インターネット回答を推進していること。
- ⑤ インターネットセキュリティ（回答内容は厳重なセキュリティによって管理されていること。）
- ⑥ 回答の〆切（平成 27 年 9 月 20 日 24:00 で〆切になること。）
- ⑦ インターネット回答した世帯は、平成 27 年 10 月 20 日 24:00 までは内容の修正が可能なこと。

⑧ コールセンターの案内、平成 27 年国勢調査キャンペーンサイトの案内

(5) 回答促進期間（平成 27 年 10 月 1 日から 7 日まで）

- ① (1)の①から⑨まで
- ② (2)の②から⑤まで
- ③ 各世帯へ調査票提出についての呼びかけ（平成 27 年 10 月 1 日から 7 日までに提出すること。）
- ④ 国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票の回収を行っていること。
- ⑤ 調査票が手元に届いていない世帯への呼びかけ
- ⑥ 調査票の提出のお礼
- ⑦ 上記(4)⑦

(6) 未回答者の回答推進期間（平成 27 年 10 月 8 日から 20 日まで）

今日又

- ① (1)の①から⑨まで
- ② (2)の②から⑤まで
- ③ (5)の③から⑥まで
- ④ 平成 27 年 10 月 20 日 24:00 まではインターネット回答の修正が可能であること。（世帯員の異動など回答内容に変更がある場合）
- ⑤ 未提出世帯の提出についての呼びかけ（郵送で提出（一部地域を除く））

8. 広報の実施内容

(1) テレビスポット CM の企画・作成

- ① 実施するテレビ CM の素材として、「調査実施の認知」、「インターネット回答の促進」、「マンション等集合住宅居住者への回答促進」について、下記③、④により各 15 秒ずつの企画作成を行うこと。ただし、30 秒テレビスポット等を用いた企画による提案も可とする。